

# 公 募 公 告

長崎大学（以下「本学」という。）では、本学が借用する予定の土地に学生・留学生宿舎（以下「宿舎」という。）の整備を計画しております。

この宿舎を民間事業者（以下「事業者」という。）の資金と経営能力等によって整備し、かつ、宿舎の維持管理及び運営を委ねることで、良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持管理経費の節減を行い、また、宿舎利用者へのサービス向上を図ることを目的としております。

つきましては、上記の目的を達成するために宿舎の建設、維持管理及び運営を行う事業者を公募します。

平成26年 1月24日

国立大学法人長崎大学

学長 片 峰 茂

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の名称

長崎大学白鳥町地区学生・留学生宿舎整備事業

### (2) 事業内容

事業者は、本学が指定する土地を借り受け（建物譲渡特約付定期借地権契約又は土地使用貸借契約のいずれかを事業者が選択可）、本学と協議の上、事業に必要な宿舎整備等を行い、宿舎の維持管理・運営に係る業務を実施するものとします。

## 2. 参加資格

本件公募への応募者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、参加企業又は参加グループの構成員のいずれも、次の要件を全て満たしていることとします。

① 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、応募に参加することができる。

② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

③ 参加企業、あるいは参加グループの構成員及び協力会社、及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の参加企業、参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

④ 応募申込書の提出期限から事業者を決定するまでの期間に文部科学省又は本学から指名停止を受けていない者であること。

### 3. 優先交渉権者の決定方法

本学が定めた提案内容審査要領に基づき、学識経験者等により構成された審査委員会において審査を行い、評価点数の合計点の最上位の応募者を優先交渉権者として決定します。

### 4. 本件担当部署及び各種手続き

#### (1) 担当部署

〒 852-8521 長崎県長崎市文教町 1 番 1 4 号

国立大学法人長崎大学財務部財務企画課総務班

T E L : 095-819-2065 (又は 2050) F A X : 095-819-2056

#### (2) 事業計画及び公募説明書の交付期間、場所及び方法

##### ① 交付期間

平成 26 年 1 月 24 日 (金) ~ 平成 26 年 2 月 14 日 (金)

土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時 ~ 17 時

##### ② 交付場所 上記(1)に同じ

##### ③ 交付方法

電子媒体により交付しますので、記憶媒体 (USBメモリ等) を持参願います。

#### (3) 応募申込書の提出期限、提出場所及び方法等

##### ① 提出期限

平成 26 年 3 月 20 日 (木) 17 時まで (郵送の場合は必着)

##### ② 提出場所 上記(1)に同じ

##### ③ 提出方法 持参または郵送

##### ④ 提出部数 3 部 (2 部については複製でも可)

#### (4) 提案書の提出等

上記(3)により提出された応募申込書に基づき、参加資格審査を行い、合格した事業者については、提案書を提出していただきます。

### 5. その他

(1) 本学は、契約保証金をお預かりします。

(2) 契約書等作成の要否 要

優先交渉権者と「基本協定」、事業者決定後に「事業契約書」、「建物譲渡特約付定期借地権契約書」又は「土地使用貸借契約書、建物売買予約契約書」及び「建物賃貸借契約書」を締結します。

(3) 詳細については、「事業計画及び公募説明書」をご覧ください。